

総合科学技術会議評価専門調査会ヒアリング資料

文部科学省における 研究開発評価の概況について

平成16年1月20日

文部科学省
科学技術・学術政策局
評価推進室

目次

1. 現行の「国の研究開発に関する大綱的指針」の策定以降の文部科学省における研究開発評価の進展状況
 - 1 - 1 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の策定
 - 1 - 2 文部科学省評価指針のフォローアップ活動について
2. 文部科学省における研究開発評価の実施状況
3. 評価実施における問題点又は今後の課題について
 - 3 - 1 評価の体制・方法について
 - 3 - 2 プログラムディレクター及びプログラムオフィサーについて
 - 3 - 3 新規研究開発プロジェクトの概算要求時における事前評価について
 - 3 - 4 評価をベースとしたマネジメントサイクルの実践
 - 3 - 5 その他の関連する評価活動について

1 - 1 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の策定

1 - 1 - 1 経緯

- 平成14年6月20日文部科学大臣決定。
- 現行の「国の研究開発に関する大綱的指針」(以下「大綱的指針」という。)の策定を受け、科学技術・学術審議会が建議。
- その内容は主として、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究評価部会(部会長(当時):野依良治名古屋大学大学院理学研究科教授)において検討。
- 大学等における学術研究については、「学術研究における評価の在り方について(報告)」(平成14年2月14日科学技術・学術審議会学術分科会報告(分科会長(当時):末松安晴国立情報学研究所長))を踏まえ、特に配慮すべき事項を整理。

1. 現行の「国の研究開発に関する大綱的指針」の策定以降の文部科学省における研究開発評価の進展状況

1 - 1 「文部科学省における研究及び開発に関する評価指針」の策定

1 - 1 - 2 位置付け、趣旨

- **文部科学省の所掌に係る研究及び開発に関する評価の基本的な考え方を示したガイドライン**
- **研究者の自由な発想と研究意欲を源泉とする学術研究から特定の政策目的を実現する大規模プロジェクトまで広範に渡る文部科学省における研究及び開発の特徴を踏まえ、各々の性格、内容、規模等を十分考慮するとともに、全体として調和の取れたものとなるよう配慮。**

1 - 1 - 3 内容

文科省指針においては、大綱的指針で指摘された、評価における公正さと透明性の確保、評価結果の資源配分への反映等への対応に加え、下記の事項を特に強調。

- **優れた研究開発を進める原動力たる研究者の意欲に配慮するとともに、その自律性、自己責任を重視。**
- **研究開発課題や研究者等の業績の評価から、機関や制度の評価、さらには研究開発戦略に至る階層構造の明確化。また、企画立案、実施、計画、評価、反映といった研究開発における循環過程(いわゆる「マネジメント・サイクル」)の確立の必要性。**
- **評価の意義として以下の5つを示す。**
 - 研究者を励まし、優れた研究開発を積極的に見出し、伸ばし、育てる。
 - 柔軟かつ競争的で開かれた研究開発環境の創出。
 - 研究開発施策等について、幅広い視点からの実施の適否を適切に判断するとともに、見直し、より優れたものにする。
 - 研究開発活動の透明性を向上し、説明責任を果たし、国民の理解と支持を得る。
 - 評価結果の資源配分への反映等、資源の有効活用を図る。既存活動の見直しにより、新たな研究への取り組みの拡大を図る。

1 - 2 文部科学省評価指針のフォローアップ活動について

1 - 2 - 1 目的

- 文部科学省評価指針に示された内容の具体化。
- 大学や研究機関等の創意工夫に係る情報収集。
- 評価に係る問題意識の集約。

1 - 2 - 2 手法、今後の予定

- アンケート及びヒアリングにより評価活動の情報を収集し、優れた事例については、科学技術・学術審議会研究計画・評価分科会研究評価部会委員のコメントを踏まえ、研究開発評価事例集として、本年度末にとりまとめ、公表する予定。

2. 文部科学省における研究開発評価の実施状況

- 大綱的指針及び文部科学省指針に基づいて、研究開発評価を実施。
- 科学技術・学術審議会等に産業界も含めた外部者による評価体制を整備し、外部評価を実施。
- 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」、「独立行政法人通則法」により定められた評価についても着実に実施。

2. 文部科学省における研究開発評価の実施状況

2-1 研究開発評価

		PLAN (事前評価)	DO (中間評価)	SEE (事後評価)
競争的資金制度における評価	科学研究費補助金 科学技術振興調整費	科学技術・学術審議会 による事前評価	科学技術・学術審議会 による中間評価	科学技術・学術審議会 による事後評価
	産学官連携イノベーション 創出事業費補助金 (独創的革新技術開発 研究提案公募制度)	革新技術活性化委員会 による事前評価	革新技術活性化委員会 による中間評価	革新技術活性化委員会 による事後評価
	産学官連携イノベーション 創出事業費補助金 (大学発ベンチャー創出支援制度)	大学発ベンチャー創出 支援制度評価委員会 による事前評価	大学発ベンチャー創出 支援制度評価委員会 による中間評価	大学発ベンチャー創出 支援制度評価委員会 による事後評価
	<科学技術振興機構> 戦略的創造研究 推進事業	研究統括、領域アドバイザー による事前評価	研究統括、領域アドバイザー による中間評価 (研究領域については、別途、評価委員会により中間・事後評価) (継続研究については、別途、評価委員会により評価)	研究統括、領域アドバイザー による事後評価
研究開発プロジェクト等における評価	リーディングプロジェクト	科学技術・学術審議会等 による事前評価	科学技術・学術審議会等 による中間評価	科学技術・学術審議会等 による事後評価
	宇宙開発	宇宙開発委員会 による事前評価	宇宙開発委員会 による中間評価	宇宙開発委員会 による事後評価
	<ul style="list-style-type: none"> ・総額10億円以上の新規・拡充課題については、概算要求前に科学技術・学術審議会等による事前評価を実施。 ・プロジェクト開始後、適切な時期が到来した案件については、順次、中間評価を実施(Spring-8等)。 			

2. 文部科学省における研究開発評価の実施状況

2-2 その他の関連する評価活動

	PLAN (事前評価)	DO (中間評価)	SEE (事後評価)
政策評価 (本省事業)	総額10億円以上の新規・拡充研究開発課題については、 「行政機関が行う政策の評価に関する法律」に基づき事前評価	各施策の前年度の実施結果を受けて、 事前に設定した達成目標の達成度を事後(中間)評価	
独立行政法人評価 (独法事業全般)	主務大臣による中期目標の策定及び中期計画の認可の際、文部科学省独立行政法人評価委員会の意見を聴く	各事業年度終了後、独立行政法人評価委員会が年度業務に関し、実績評価	中期目標期間終了後、独立行政法人評価委員会が中期目標期間の業務に関し、実績評価
国立大学法人評価	文部科学大臣による中期目標の策定及び中期計画の認可の際、国立大学法人評価委員会の意見を聴く	各事業年度終了後、国立大学人評価委員会が年度業務に関し、実績評価	中期目標期間終了後、国立大学法人評価委員会が中期目標期間の業務に関し、実績評価
国立大学法人評価委員会は、制度が発足したところであり、実績の評価は平成17年度から。 政策評価制度における各年度毎の実績評価及び独立行政法人評価制度並びに国立大学法人評価制度における各事業年度毎の実績評価、中期目標期間終了時の実績評価並びに業務の改廃に関する検討については、総務省政策評価・独立行政法人評価委員会による2次評価が行われている。			
(参考) 総合科学技術会議 による評価等	<ul style="list-style-type: none"> ・継続中の重要案件に係る各省評価の精査。 ・総額300億円以上の大規模新規研究開発について評価を実施。 ・総合科学技術会議が評価の必要を認め指定する研究開発について評価を実施。 		

3. 評価実施における問題点又は課題等について

- 評価の体制・方法について
- プログラムディレクター及びプログラムオフィサーについて
- 新規研究開発プロジェクトの概算要求時における事前評価について
- 評価をベースとしたマネジメントサイクルの実践
- その他の関連する評価活動について

3 - 1 評価の体制・方法について

● 査定と評価の分離

- 査定と評価の概念を明確に区別すべき。評価は事実関係を明確にしておくことであり、査定は、×をつけることである。その点を切り分ける必要があるが、査定も評価もごっちゃにされて、お金を出すか出さないかを決めるのも評価と言っていることがある。

(科学技術・学術審議会研究評価部会における意見)

● 評価の体制について

- 各種の評価活動の間関係が不明確なまま行われ、混乱や不満を招いている。
- 科学・技術的価値と社会・経済的価値は評価者をきちんと峻別すべき。
- 行政官の中にも専門家を養成することが必要(行政側の評価スキルの向上)。

(科学技術・学術審議会研究評価部会における意見)

- 審査員をさらに増員するなど、一人当たりの審査の負担を軽減すること。
- 審査員の候補情報を多数蓄積し、できるだけ幅広い研究者が審査に携わることになるような環境を整備すること。

(科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会報告より)

● 評価・審査の方法について

- 審査に十分な時間を確保することが必要。
- 評価項目の置き方や採点基準等について、委員間の認識が一致していない例が多く見られる。
- ピアレビューについては、研究面での競争相手に提案内容を開示することになるので慎重に行うべき。

(科学技術・学術審議会科学技術振興調整費審査部
会委員及び科学技術調査員から寄せられた意見)

- 評価対象の性格に応じて項目等を工夫することが重要(研究計画書等)
(科学技術・学術審議会学術分科会研究費部会報告より)

● 評価の視点の拡充

(安全・安心な社会、文化的価値、理解増進)

- 研究者を萎縮させることなく、難題に挑む姿勢を励ます評価や萌芽的な研究を促進する評価の実施

● 事前評価と中間・事後評価の関係について

- 課題を選定した際の評価が、中間評価、事後評価に伝わることも必要であり、評価者の一部が重複することも必要。
- 中間・事後評価の結果は事前評価を行った評価者に伝えてフィードバックすべき(事前評価の評価者に自身が評価して採択した課題がどのような中間・事後評価を得ているかを知らせることにより、事前評価の質の向上とマネジメントサイクルの充実を図る)
(科学技術・学術審議会研究評価部会における意見)

● 中間評価の役割について

- 事前に決めたことと中間評価の時点で世の中が大きく変わっていることは多い。中間評価のところで、世の中の変化に対してどうか、他の機関は同じような内容でそれ以上のことをやっているとか、そういうチェック項目を必ずいれるべき。
(科学技術・学術審議会研究評価部会における意見)

● 事後評価の役割について

- 事後評価はどう生かすのか。次のプロジェクトにどう反映させるのかをもっと明らかにしていく必要がある。
(科学技術・学術審議会研究評価部会における意見)

● 評価結果の活用について

- 採択、進捗管理、評価の一貫性を保つことが必要。
(科学技術・学術審議会科学技術振興調整費審査部会委員及び科学技術調査員から寄せられた意見)

3 - 2 プログラムディレクター及びプログラムオフィサーについて

- 業務量として、日常的に多くなることが予想されるので専任が望ましい。
- 任期については、委員より若干長い3～5年が適当と考えるが、一線の研究者が本来研究と掛け持ちで科学技術調査員として従事することが出来るかどうかは難しい問題。
(科学技術・学術審議会科学技術振興調整費審査部
会委員及び科学技術調査員から寄せられた意見)
- プログラムディレクター及びプログラムオフィサーと府省の担当課との間の役割についての切り分けを明確にしていく必要があるが、米国においてもNSF、NIH等機関毎に特徴があり、画一的な議論をすべきではない。
- プログラムオフィサーは常勤が理想かも知れないが、常勤だと自分の大学、自分の研究室を空にすることになってしまい、プログラムオフィサーを引き受けてもらえない。プログラムオフィサーに関する詳しい事情、研究室の現場の問題を十分検討する必要がある
(科学技術・学術審議会研究評価部会における意見)

3 - 3 新規研究開発プロジェクトの概算要求時における事前評価について

- 概算要求前の事前外部評価においては、時間的余裕がない。
- 概算要求時の予算案が政府予算案の成立段階等において大幅に変更された場合には、研究開発の実施の前に事前評価の見直しが必要である。

3 - 4 評価をベースとしたマネジメントサイクルの実践

- 文部科学省の内部部局の行う科学技術・学術分野の新規・拡充の重要課題等について、審議会等の事前の外部評価を受け、政策評価に係る事業評価書を取りまとめ。
- 研究開発独立行政法人において運営費交付金により実施されることが見込まれる新規・拡充の業務のうち主要なものに関する見解を取りまとめ。

3 - 5 その他の関連する評価活動

● 総務省政策評価・独立行政法人評価委員会

- 単年度毎の成果を重視する姿勢は研究者を萎縮させ問題。
- 競争的資金による研究に対して重複した評価を求めるなど、評価のオーバーラップを求められている場合はきちんと反論すべき。
- 科学技術の特性に即した議論がなされているのか疑問。

(総務省政策評価・独立行政法人評価委員会に対する
文部科学省独立行政法人評価委員会における意見)